

## 平成 27 年度第 5 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 27 年度第 5 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 28 年 1 月 25 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 14 名

(事務局) 5 名

欠席委員 7 名

3. 議案

議案第 14 号… 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (6 件)

議案第 15 号… 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について (1 件)

4. その他

開会 午前 9 時 30 分

〔事務局長 ●●〕 平成 27 年度第 5 回農業委員会定例総会の開会宣言  
本日の出席数は 14 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

〔会長 挨拶〕

本日の署名委員 (13 番 ●●委員 14 番 ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

### 議案第 14 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

〔議長〕 受付第 20 号から 21 号までは、同じ申請者となっていますので合わせて事務局より説明をお願い致します。

○受付第 20 号 (所有権移転)、受付第 21 号 (使用貸借権)

[事務局 ●●説明]

まず、受付第20号について、

譲渡人は、香川県●●の●●さん、●●歳、●●業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地は全部で3筆あり、所在は、●●字●● ●●番 面積 99 m<sup>2</sup>

同所同字 ●●番 面積 95 m<sup>2</sup>

同所同字 ●●番 面積 83 m<sup>2</sup>

合計面積 277 m<sup>2</sup>

地目は、台帳・現況とも畑で、譲渡理由は売買です。

つづいて、受付第21号について、

貸人、借人は同じ。

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 1,128 m<sup>2</sup>

地目は、台帳・現況とも畑。

譲渡理由は、使用貸借権による3年間の設定です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

受付第20号については、1月18日に事務局の●●さんと2人で現地確認を行った後、1月21日に譲受人の●●さんとも現地確認を行いました。譲渡人●●さんの母である農業委員の●●委員にも説明を行っております。現地は、もみじ荘の上の●●さん宅の真裏に位置します。受付第21号については、●●建設の上から●●谷の間にある条件の良い土地です。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思いますので、審議をお願いします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第22号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業兼●●職員

土地は全部で4筆あり、所在は、●●字●● ●●番 面積 74 m<sup>2</sup>

同所同字●● ●●番 面積 801 m<sup>2</sup>

同所同字●●番

面積 5,090 m<sup>2</sup>

同所同字●●番

面積 17 m<sup>2</sup>

合計面積 5,982 m<sup>2</sup>

地目は全て、台帳・現況とも畑。

譲渡理由は、売買です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

1月24日に両申請人と私の3人で現地へ向かいましたが、積雪により現地が農地であることは確認できませんでした。しかし、昨年末頃に行った農地の利用状況調査において、農地であることが確認されております。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、平日は勤務されている為、ご健在のご両親に手伝ってもらいながら、年間150日以上農作業に従事されるということを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この案件については、全員賛成により許可と決定する。

[議長]

次の受付第23号と24号については、譲受人が同一の為、まとめて説明の方をお願い致します。

○受付第23号（所有権移転）、受付第24号（所有権移転）

[事務局説明]

まず、受付第23号について、

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●職

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 264 m<sup>2</sup>

●●字●● ●●番 面積 238 m<sup>2</sup>

合計面積 502 m<sup>2</sup>

地目は、台帳・現況とも田。

譲渡理由は売買です。

続いて、受付第24号について、

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●職

譲受人は同じ。

土地の所在は、●●字●● ●●番 地目は台帳・現況とも田。面積 277 m<sup>2</sup>  
譲渡理由は売買です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

1月20日に譲受人●●さんの息子さんと事務局の3名で現地確認を行いました。現地の田んぼは、毎年、米を作られています。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、●●歳という高齢でもあり、年間150日以上農作業への従事は難しいかもしれないが、できる範囲で農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思いますので審議を宜しくお願いします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

#### ○受付第25号（所有権移転）

[事務局●●]

譲渡人は、高岡郡佐川町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 地目は台帳・現況とも畑。面積 165 m<sup>2</sup>

譲渡理由は、売買です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

1月20日に事務局の●●さんと2人で現地へ向かいました。現地は雪で覆われ、農地と確認できませんでしたが、昨年の農地利用状況調査の際に農地であることが確認されています。柿、ミカン、ウド、一部に里芋が植えられています。申請地は、相続前の所有者により抵当権を設定していた土地であるが、それは解除されており、この度申請することとなりました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事されるということを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思いますので審議を宜しくお願いします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

#### 議案第15号

(農地法第4条の規定による許可申請書審議について)

##### ○受付第2号

[事務局 ●●説明]

申請人は、高知市●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● 面積179㎡

地目は台帳・現況とも田

転用理由は、防災拠点及び駐車場への転用です。

[担当地区農業委員 ●●委員]

現地は、5月の総会において、農業振興地域整備計画の変更を行った案件と同じ土地となり、その際に現地確認も行っております。この土地は、●●さんの所有ですが、相能地区の災害時緊急避難場所として、防災資機材の設置場所、及び地区集会所の駐車場として転用するものです。

まず事業実施の確実性については

1. この事業は役場からの補助により整地することを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後速やかに造成が実施されることを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。
6. 農地転用面積が転用目的からみて適正かどうかは、必要最小限度の造成となっており、問題ないと思われます。

次に被害防除について

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害についても、問題ないと思われます。
2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。

この件については、全員賛成となり許可と決定する。

その他

(1) 質疑・応答

〔質問〕 抵当権の農地は所有権移転ができるのか。(●●委員)

〔応答〕 できない分については、申立書を添えて申請を行う。(事務局)

〔応答〕 抵当権が抹消されていなくても、解消されておれば所有権移転できるという認識。

(●●委員)

(2) 平成27年度永年勤続農業委員等の会長表彰について

受賞者 3名

〔会長〕 以上で平成27年度第5回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時00分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員